

開示しないこととする根拠規程及び当該規定を適用する理由

項番	請求内容	不開示理由	根拠規程（東京都情報公開条例の条文）
①	〇〇に対する補助金の停止根拠及び理由の詳細がわかる決裁文書	当該公文書は、保存期間5年の公文書であり、文書保存期間を経過し、既に廃棄されているため、存在しない。	—
	〇〇に対する補助金の停止根拠及び理由の詳細がわかる引継ぎ文書・メモ	当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	—
	補助金停止に係る〇〇とのやり取りがわかる文書・メモ	当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	—
	補助金停止に係る都民からの要望に対する対応等がわかる文書・メモ	当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	—
②	「都民の理解が得られない。」との答弁、回答をしている根拠と意思決定プロセスがわかる全ての資料	当該公文書は内部の意思決定に係る審議の過程に関する情報であり、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。 また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため不開示とする。	7条5号
③	私立外国人学校運営補助要綱の附則において、〇〇の補助金は、〇年から〇年〇月の間、「別途知事が定めるまで」停止することについて協議検討がなされたかわかる全ての資料。また、「別途知事が定める」の意味するところがわかる全ての資料	当該公文書は、保存期間5年の公文書であり、文書保存期間を経過し、既に廃棄されているため、存在しない。	—
④	・〇年〇月〇日付「〇〇調査報告書の概要」がいまだに（都のホームページに）掲載されている理由がわかる全ての資料 ・いったん削除されたこの報告書が〇年〇月に知事の指示により再掲載された理由がわかる全ての資料	当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	—
⑤	東京都子ども基本条例が施行後、本条例に基づき、補助金復活を検討・協議した事実があれば、そのことがわかる資料全て	当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	—
⑥	3回にわたって提出された〇〇への補助金復活を求める都民署名が窓口ら都知事まで確かに渡されたことがわかる資料すべて	当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	—
⑦	〇〇 〇〇氏が〇年〇月〇日に（私学部に）要望書を提出した際の報告、記録、決裁文書、メモ全て	開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の行動が実際にあったか否かという東京都情報公開条例第7条2号に該当する個人に関する情報で特定の個人を識別できるものを公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	—